

浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間)

都市計画の案を作成するための
基本方針(案)



愛知県都市計画課・豊橋市都市計画課

- 浜松湖西豊橋道路(愛知県区間)の都市計画の案を作成するための基本方針(案)について、お配りしたこのオレンジ色のリーフレットの内容に沿ってご説明させていただきます。

説明内容

1. 浜松湖西豊橋道路について
2. 浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）の整備効果
3. 都市計画の案を作成するための基本方針（案）
4. 手続について

○ご説明させていただく内容は、こちらの4点です。

○まず「1. 浜松湖西豊橋道路について」及び「2. 浜松湖西豊橋道路の整備効果」を、次に「3. 都市計画の案を作成するための基本方針（案）」についてご説明いたします。

○最後に「4. 手続について」において、縦覧や意見書などの手続についてご説明いたします。

1. 浜松湖西豊橋道路について

- 浜松湖西豊橋道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約26kmの自動車専用道路です。
そのうち、愛知県区間は豊橋市内の約13kmです。
- 三ヶ日ジャンクションと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道23号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。



○「1. 浜松湖西豊橋道路について」の内容については、先ほどのスライドでご説明いたしましたので、省略いたします。

2. 浜松湖西豊橋道路(愛知県区間)の整備効果



速達性、定時性の向上による物流支援

三河港と高速道路ICを結び高速道路への移動時間の短縮が見込まれアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞を回避し定時性の向上に寄与します。



災害時における円滑な救援等活動及び支援物資輸送

津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の信頼性の向上に寄与します。



広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進

豊橋・三河湾地域と新城・設楽地域や西北遠地域等の観光地との相互アクセス性が向上し、観光周遊がしやすくなります。



市街地における安全な走行環境の確保

現道の幹線道路や市街地の大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。

○「2. 浜松湖西豊橋道路の整備効果」について、ご説明いたします。

○整備効果は大きく4つございます。

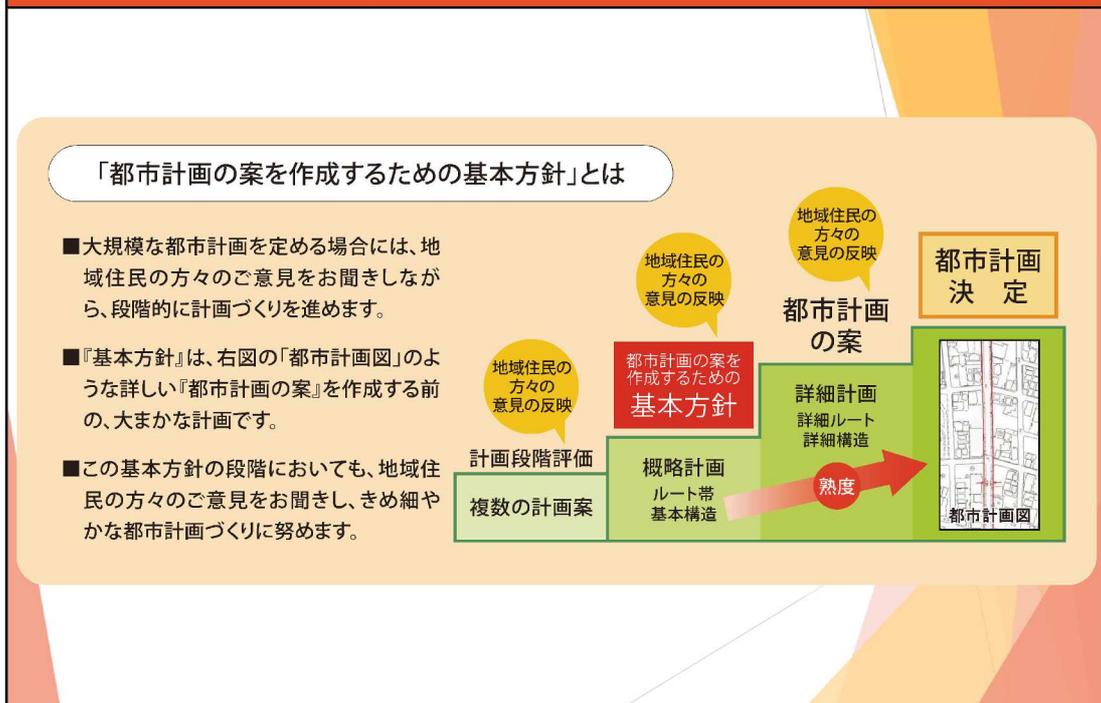
○1点目は「速達性、定時性の向上による物流支援」です。
三河港と高速道路インターチェンジを結び、高速道路への移動時間の短縮が見込まれ、アクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞を回避し、定時性の向上に寄与します。

○2点目は、「災害時における円滑な救援等活動及び支援物資輸送」です。
津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や、支援物資の輸送の信頼性の向上に寄与します。

○3点目は、「広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進」です。
豊橋・三河湾地域と新城・設楽地域や西北遠地域等の観光地との相互アクセス性が向上し、観光周遊がしやすくなります。

○そして、4点目は、市街地における安全な走行環境の確保です。
現道の幹線道路や市街地の大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)



○続きまして、「3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)」について、ご説明いたします。

○大規模な都市計画を定める場合には、地域住民の方々のご意見をお聞きしながら、段階的に計画づくりを進める必要があります。

○この基本方針は、図の右側の都市計画図のような詳しい都市計画の案を作成する前の、大まかな計画であり、都市計画を定める目的、ルート帯や基本構造などの概略の案により構成しています。

○県が都市計画手続を進めるにあたり、この基本方針の段階においても、地域住民の方々のご意見をお聞かせいただき、きめ細やかな都市計画づくりに努めてまいります。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

浜松湖西豊橋道路都（愛知県区間）を都市計画に定めようとする目的

本道路は、三遠南信自動車道、東名・新東名高速道路、名豊道路（一般国道23号）等と一体となって三遠地域の社会経済活動を支えるとともに、災害時における円滑な救援等の活動及び支援物資輸送に寄与する重要な道路です。東三河都市計画区域マスタープランにおいては、「県内外を連携する広域幹線道路網の充実を図るため、その整備を推進していく路線」として位置付けています。

今回、浜松湖西豊橋道路（愛知県区間）を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めようとするものです。



東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(東三河都市計画区域マスタープラン)

- それでは、「浜松湖西豊橋道路の基本方針（案）」の内容について、ご説明いたします。
- まず、都市計画に定めようとする目的です。
- 本道路は、三遠南信自動車道、東名高速道路等と一体となって、三遠地域の社会経済活動を支えるとともに、災害時における円滑な救援活動等に寄与する重要な道路です。東三河都市計画区域マスタープランにおいては、「県内外を連携する広域幹線道路網の充実を図るため、その整備を推進していく路線」として位置付けています。
- 今回、本道路を、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めようとするものです。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画対象道路の概要

名称	(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間)※
都市計画決定権者の名称	愛知県
位置 (起 終 点)	起点・終点 愛知県豊橋市地内
延長	約13km
道路種別	自動車専用道路 第1種第3級
設計速度	80km/h
車線数	4車線

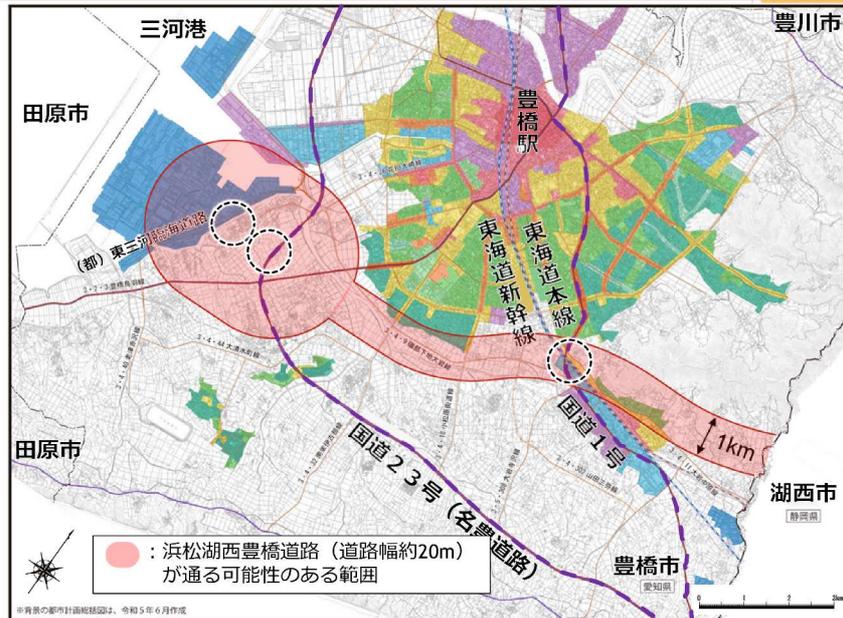
※都市計画道路名としては仮称となります。

○次に、「都市計画対象道路の概要」です。

- 名称は「浜松湖西豊橋道路」
- 都市計画決定権者は「愛知県」
- 位置は「豊橋市地内」
- 延長は「約13km」
- 道路種別は「自動車専用道路、第1種第3級」
- 設計速度は「時速80km」
- 車線数は「4車線」の計画です。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画の概略の案【概略ルート】



○次に「概略ルート」です。

○こちらの図は、左下の方位の示すとおり、北が右ななめ上となっており、右側が静岡県湖西市方面、左側が田原市方面となっております。

○図の紫色の破線で示している箇所において、左側が国道23号、右側が国道1号を示しています。

○浜松湖西豊橋道路は、赤色で示した幅1kmの帯状のルート帯の計画となっております。今後、このルート帯の幅の中で幅約20mの道路を計画してまいります。現在はどこに計画されるか決定していません。

○また、黒色の破線の円で示しているのはインターチェンジやジャンクションです。右から国道1号付近の位置、国道23号と交差する位置、都市計画道路の東三河臨海道路と交差する位置にインターチェンジの新設を検討しています。

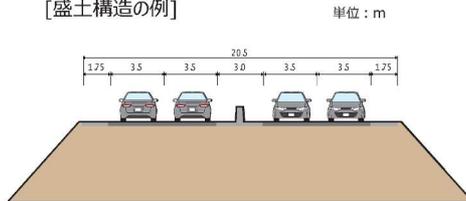
○具体的な道路の区域や構造、インターチェンジ等の位置、形状などについては、今後、環境影響評価と併せて詳細に検討を進めてまいります。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

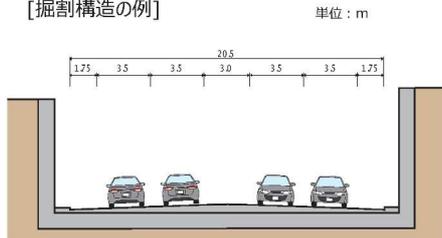
都市計画の概略の案【主な構造】

標準的な横断図

[盛土構造の例]

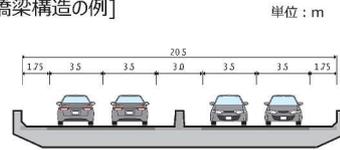


[掘割構造の例]

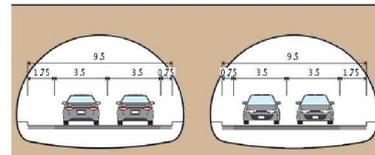


※現段階の想定であり、今後の見直しによって修正される可能性があります。

[橋梁構造の例]



[トンネル構造の例]



○次に、「主な構造」についてです。

○浜松湖西豊橋道路の主な構造としましては、「盛土構造、橋梁構造、掘割構造、トンネル構造」で計画しております。

○図は構造の標準的な横断図を示しており、今後の検討によって修正される可能性があります。また、どの区間がどの構造になるかは、次回の説明会でお示しさせていただきます。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画上の留意事項・配慮事項など

浜松湖西豊橋道路の都市計画づくりでは、以下の点に配慮して、地域にとってより良い計画となるよう努めます。

- 環境影響評価法に基づき、都市計画手続にあわせて環境影響評価を行います。都市計画の案の作成にあたっては、生活環境（大気質、騒音、振動、日照など）への影響、自然環境（動植物や生態系など）への影響、景観への影響などにできる限り配慮します。
- 概略の案については、できる限り市街地を回避するなど他の都市計画との整合を図ったものとしており、引き続き、詳細なルート、構造の決定にあたっては、周辺の土地利用や道路など他の都市計画との整合を図ります。
- 浜松湖西豊橋道路の都市計画決定に関連して変更を要する都市計画道路についても、あわせて都市計画の変更手続を行います。

- 続いて、「都市計画上の留意事項・配慮事項」について、ご説明いたします。
- 本道路の都市計画づくりでは、次の3点に配慮して、地域にとってより良い計画となるよう努めてまいります。
- 一つ目は、都市計画の案の作成にあたっては、生活環境、自然環境及び景観への影響などにできる限り配慮すること。
- 二つ目は、詳細なルート、構造の決定にあたっては、周辺の土地利用や道路など他の都市計画との整合を図ること。
- 三つ目は、本道路の都市計画決定に関連して、変更を要する都市計画道路についても、あわせて都市計画の変更手続を行うこととしています。

4. 手続について



○続きまして、「都市計画手続の流れ」について、ご説明いたします。

○こちらのフロー図は、左側が都市計画手続の流れ、右側が環境影響評価手続の流れを示しております。

○現在は、左側の赤枠で囲いをしている段階で、基本方針(案)の縦覧、意見書の受付、説明会の開催となっております。

○今後、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、都市計画素案を作成します。そのあと説明会等を開催し、さらに意見をいただきながら都市計画の案を作成してまいります。

4. 手続について

縦覧および「意見書」の提出について

都市計画の案を作成するための基本方針(案)の縦覧について

- 縦覧期間：令和6年7月19日(金)～8月19日(月)〔土曜・日曜及び祝日を除く〕
- 縦覧場所：愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課(午前8時45分～午後5時30分)、豊橋市都市計画部都市計画課(午前8時30分～午後5時15分)
- インターネットによる公表：県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>〔ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧が可能です〕

「意見書」の提出について

基本方針(案)について、意見書を提出することができます。

- 提出先：愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課(〒460-8501 住所不要)
- 提出期限：令和6年9月2日(月)必着
- 記載が必要な事項：
 - ・愛知県知事宛であること
 - ・日付、意見書を提出する都市計画の名称(右記載例参照)
 - ・住所、氏名、及び意見
- その他
様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。
意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。

<意見書記載例>

令和6年●月●日

浜松湖西豊橋道路(愛知県区間)の都市計画の基本方針(案)に関する意見書

愛知県
代表者 愛知県知事 殿

住所.....〇〇市〇〇

氏名.....〇〇〇〇

標題の件について意見書を提出します。

.....



愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL 052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)
ホームページ: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

令和6年7月

○最後に、「縦覧および意見書」について、ご案内させていただきます。

○この基本方針(案)につきましては、8月19日月曜日まで県都市計画課および豊橋市都市計画課の窓口等でご覧いただけます。また、ホームページにも掲載をしております。

○基本方針(案)について、ご意見がございましたら、意見書を提出していただくことができます。必要事項を記入の上、愛知県都市計画課までご提出ください。詳細は県ホームページをご確認ください。

○以上で、都市計画の案を作成するための基本方針(案)についての説明を終わります。